

令和3年2月

第一回定例会

予算決算委員会経済分科会

条例案件（先議分）資料

農水局

農業委員会

熊本市健全な森づくり推進計画（素案）に関するパブリックコメントの結果について

令和3年（2021年）2月 農水局

熊本市健全な森づくり推進計画（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。

記

- 1 意見募集期間 令和2年12月23日～令和3年1月21日
- 2 意見募集結果の公表日 令和3年2月24日
- 3 ご意見の提出状況

ご意見を提出された方の人数	1名
ご意見の件数	4件
- 4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 別紙記載のとおり
（内訳）
 - 【対応1（補足修正）】

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの	0件
----------------------------	----
 - 【対応2（既記載）】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの	0件
---------------------------------------	----
 - 【対応3（説明・理解）】

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの	1件
-----------------------	----
 - 【対応4（事業参考）】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの	0件
--	----
 - 【対応5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの	3件
--------------------------	----
- 5 今後のスケジュール

令和3年	3月	第3回熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会
令和3年	4月	国・県への意見徴取・協議
令和3年	5月	計画の策定（市長決裁）

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1 素案全体に 関すること	樹木が増え・成長すると、木陰が増える。低木であれ、草花であれ、植物の数が増えれば、それに比例し見通しの悪さも増える。必ず、電灯・電飾は比例して増やす必要あり。 「森の都」とは逆に言えば、犯罪の温床とも成り得る人目に付かない場所が多い裏返しでもある。実際に、「痴漢注意」などの張り紙が目立つのは、管理の行き届いていない木々が生い茂っている場所と SET になっているのも事実です。電気代を気にする方が居るならば、もしも犯罪が起きた場合の損失は金銭的成本で量るものではありません。防犯カメラ・防犯ブザー、も必ず併用して下さい。パトロールを強化する！のも大事ですけど、明るい道は、熊本城マラソンを契機に増えた市民ランナーを引き寄せる効果もあります。ランナー（人）が増える事が自然と防犯にも繋がります、街灯は明度だけの話ではなく、健康的で明るい未来への必需品と考えて頂きたい。	本計画は、森林の整備や活用について方向性を示すものであるため、ご意見にある「管理の行き届いていない木々」については、放置竹林対策の推進等により里山林の保全と活用に取り組んでいくこととしており、地域の住環境の整備にも寄与するものと考えています。	⑤ その他

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
2 素案全体に 関すること	保全、適切な管理。など書いてありますが、伐採後の処理を、どうするのか？？燃やす・埋める・リユース・リサイクル。どう処理しますか？？正月に観たテレビ番組の「ポツンと一軒家」ポツンと一軒家埼玉県くるみ小屋仲間のための露天風呂も-まるまる録(tankanokoto.com)この番組内で、上手な森林維持管理の話が出てましたが20年継続する、気持ちと情熱が必要です。それを踏まえて、熊本独自の取り組みとして、例えば竹を伐採し①バンブートイレ（便器は新品、床はコンクリート、天井・壁・ドアを竹）これは毎年（半年）ごとに作り変えます、解体後は竹炭へリユース。②バス停の待合い椅子を作る③熊本市立の炭竈を作る（場所未定）アニメで流行っている「鬼滅の刃」だけではなく、炭が持つ、殺菌効果は今後見直される可能性が高い。焚く間伐材の有効活用にも繋がる。	本計画では、森づくりの推進方策として「市民との協働による放置竹林対策と竹林の有効活用の推進」や「森林整備の必要性や木材利用に関する普及啓発の推進」を位置付けております。	③ 説明・理解

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
3 素案全体に 関すること	河川の水辺形成。と書いてありますが、流入する水が汚いなら、そもそも汚い水が集まるだけで、熊本市民が河川を遊び場としない最大理由と言っても過言ではありません。ドブ川と言っても良いような用水路ばかりで、とてもじゃないですけど水に触りたくもありません。この改善は、上記の竹炭も活用できますし、貝殻も活用できます。できれば行政主導型でも、地区の住民担当で予算も付けて水質検査を定期的を実施し、一番向上できた地区をモデルケースに指定したり、実際に住んでる人たちの排水に対する意識改革が伴わなければ、水質維持も出来ません。また雨水タンクの普及率が低いようなので、この活動とSET で認知度が上がると良いと思います。庭木の水やりは、地下水だから無尽蔵に使って良い訳ではありません。ゲリラ豪雨という言葉が聞かなくなってますけど、雨水タンクが普及すれば、多少なりの被害軽減にも繋がります。昨年が一番恐ろしい言葉だったと私は認識してますけど「線状降水帯」これも雨水の河川流入を多少なりでも減らすことが被害軽減に繋がるものだと思います。	本計画は、森林の整備や活用について方向性を示すものであり、河川の水辺形成等に関する記載はありません。	⑤ その他

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
4 素案全体に 関すること	緑や樹木と SET になるであろう、動物。とくに、鳥類。カラス・渡り鳥の鳥害にも配慮すべきですし、対策を強化しなければ、せっかく綺麗にしたのに、糞だらけ・・・・・・という残念な結果となってしまいます。おそらく「イタチごっこ」なるかもしれませんが「ドローン」を使った鳥獣駆除も出来れば、特に大学生と共同研究のような形を実施し、毎年毎年、新しい方法を模索する事も大事ではないでしょうか。熊本独自の新しいベンチャー企業が生まれることを期待したいです。	本計画は、森林の整備や活用について方向性を示すものであり、鳥害に関する記載はありません。	⑤ その他

序章 計画策定の趣旨と位置付け

本市では、豊かな生活と文化に彩られた「地下水都市・熊本」、「森の都」として、市街地を取り巻く豊かな山の緑や川辺の緑の保全を推進しており、私たちは、森と市民の関係を再び強いものに築き上げ、次の世代につなげるための取組を進めていく必要がある。

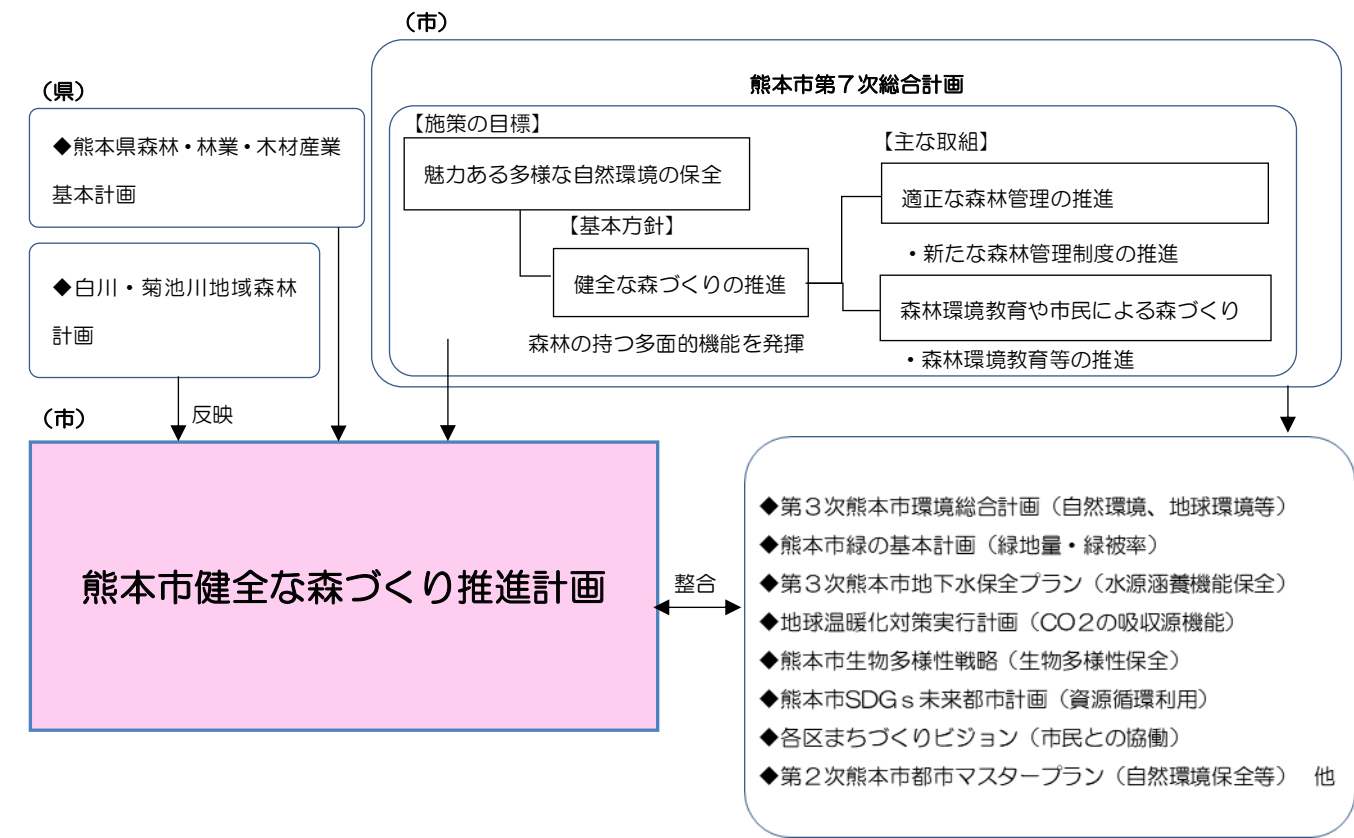
市内の森林は天然林と竹林が大半を占めており、人工林率は県内他市町村に比べても低く、木材生産は金峰山地区の一部地域において行われている。かつてはエネルギー源等として、生活との密接な関係の中で活用されていた里山は、現在では、生活スタイルの変化や森林所有者の高齢化等により、手入れ不足となっている。一方では、各種法人やボランティア団体等による自然観察活動や森林を活用したまちづくりイベント等が行われ、活動する地域団体が増加傾向にあるなど、市民や民間事業者を主体とした森林の整備・管理や活用が広がりを見せ始めている。

このような中、国において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、森林の有する機能の発揮に向け、市町村が主体となって森林整備を行う森林経営管理制度の運用が開始された。

そこで、熊本市第7次総合計画中間見直しにおいて位置付けた、本市の森づくり施策の具体的な方向性を示すとともに、森林環境譲与税の活用の方角性を市民に広く示すものとして、「熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）」を策定する。

◆計画の位置づけ

本計画は、森づくりの具体的な取組の方角性を示すとともに、森林法に基づき策定している市町村森林整備計画（※主に私有林の適切な森林施業に向けた技術的な規範を記載）を含める形で策定。



第1章 熊本市の森づくりの推進方向

◆森づくりの方角性

森林を適切に整備・管理するとともに、森林を積極的に活用して健全で多様な森づくりを進めることは、防災・減災や豊かな水と生態系の確保、心身の豊かさを育むことにつながる。

熊本市第7次総合計画のめざすまちの姿である「災害に強くだれもが安心して暮らせるまち」や「上質な生活都市」など、上位計画を実現するため、森づくりの目指すべき方角性を示す。

1. 森林の有する多面的機能の高度発揮

▶検証指標
森林経営管理制度による
森林所有者意向調査の実施面積

基準値 (R2)	目標値 (R6)	目標値 (R11)
56ha (予定)	300ha	600ha

※所有者が森林を自ら管理するか、委託するかの方角性を確認する調査

- ・公益的機能を十分に発揮させる森林整備・管理
- ・木材生産の可能な箇所における間伐等の適正な実施
- ・市有林を多面的機能発揮のモデル林として整備



管理が不十分な森林



管理された森林

2. 放置竹林対策の取組の拡大

▶検証指標
放置竹林対策（森林・山村多面的機能発揮対策交付金等）に取り組んだ面積

基準値 (R2)	目標値 (R6)	目標値 (R11)
37ha (予定)	50ha	65ha

- ・放置竹林対策の継続と取組面積の拡大
- ・竹林を地域資源として有効活用



放置された竹林



管理された竹林

3. 市民が森に親しむ森林空間の創出と森林に対する市民理解の醸成

▶検証指標
森に親しんだ市民の割合

基準値 (R2)	目標値 (R6)	目標値 (R11)
数値なし	増加	増加

- ・森林環境教育の場としての私有林の整備・活用
- ・市民との協働による里山林の保全と活用
- ・森林環境教育及び木育の推進



小学生の体験活動



遊歩道の整備例

◆森づくりの推進方策

1. 森林の有する多面的機能の高度発揮

- (1) 森林経営管理制度の運用により適切な森林管理を推進
 - ① 森林整備の継続に向けた担い手の育成
- (2) 市民が親しむ森林空間（遊歩道等含む）の整備と活用を推進
 - ① 市有林の有効活用の推進

- ## 1. 森林の有する多面的機能の高度発揮
- (1) 森林経営管理制度の運用により適切な森林管理を推進
 - ① 森林整備の継続に向けた担い手の育成
 - (2) 市民が親しむ森林空間（遊歩道等含む）の整備と活用を推進
 - ① 市有林の有効活用の推進

2. 放置竹林対策の取組の拡大

(1) 市民との協働による放置竹林対策と竹林の有効活用を推進

①森林山村多面的発揮対策交付金等の活用、②放置竹林対策の持続的支援に向けた体制づくり、③竹林の有効活用の推進

- ## 2. 放置竹林対策の取組の拡大
- (1) 市民との協働による放置竹林対策と竹林の有効活用を推進
- ①森林山村多面的発揮対策交付金等の活用、②放置竹林対策の持続的支援に向けた体制づくり、③竹林の有効活用の推進

3. 市民が森に親しむ森林空間の創出と森林に対する市民理解の醸成

- (1) 市民が親しむ森林空間（遊歩道等含む）の整備と活用を推進
 - ①市有林の有効活用の推進
- (2) 市民との協働による里山林の保全と活用を推進
 - ①森林環境教育の拠点となる施設の整備と運用の検討（既存施設を含み検討）、②活動団体の横のつながりとまちづくりとの連携推進の仕組みの構築、③森林フィールドを活用して活動団体が実施するイベント等への支援、④市民との協働による森林の整備・保全や活用に関する活動を支援
- (3) 森林整備の必要性や木材利用に関する普及啓発の推進
 - ①森林環境教育による森林の多面的機能の周知、②木育の推進、③広報・PR活動（イベント等）を推進、④森林の持つ地下水の水源涵養機能の向上、⑤公共施設整備への木材利用

- ### 3. 市民が森に親しむ森林空間の創出と森林に対する市民理解の醸成
- (1) 市民が親しむ森林空間（遊歩道等含む）の整備と活用を推進
 - ①市有林の有効活用の推進
 - (2) 市民との協働による里山林の保全と活用を推進
 - ①森林環境教育の拠点となる施設の整備と運用の検討（既存施設を含み検討）、②活動団体の横のつながりとまちづくりとの連携推進の仕組みの構築、③森林フィールドを活用して活動団体が実施するイベント等への支援、④市民との協働による森林の整備・保全や活用に関する活動を支援
 - (3) 森林整備の必要性や木材利用に関する普及啓発の推進
 - ①森林環境教育による森林の多面的機能の周知、②木育の推進、③広報・PR活動（イベント等）を推進、④森林の持つ地下水の水源涵養機能の向上、⑤公共施設整備への木材利用



◆森林環境譲与税の活用の方角性

I 熊本市への森林環境譲与税の譲与額(想定)			
R1 年度(2019 年度)	R2 年度(2020 年度)～	R4 年度(2022 年度)～	R6 年度(2024 年度)～
0.42 億円/年	0.90 億円/年	1.16 億円/年	1.43 億円/年

I 熊本市への森林環境譲与税の譲与額(想定)			
R1 年度(2019 年度)	R2 年度(2020 年度)～	R4 年度(2022 年度)～	R6 年度(2024 年度)～
0.42 億円/年	0.90 億円/年	1.16 億円/年	1.43 億円/年

※令和2年度税制大綱に示された措置（財源に地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用）に基づき試算した額

２ 本市における森林環境譲与税の活用の考え方

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の趣旨に基づき森林の有する公益的機能の維持増進に資するよう適正に活用するものとし、「森づくりの推進方策」に基づいた取組等に活用する。

２ 本市における森林環境譲与税の活用の考え方

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の趣旨に基づき森林の有する公益的機能の維持増進に資するよう適正に活用するものとし、「森づくりの推進方策」に基づいた取組等に活用する。

3 活用の具体例

- (1) 森林経営管理制度の運用
- (2) 森林整備の担い手確保の推進
- (3) 市有林の整備・活用(森林環境教育等のフィールド整備・活用等)
- (4) 森林環境教育・木育の推進及び木材利用の普及啓発に関する取組
- (5) 白川・緑川・菊池川上流域の地下水水源涵養林の整備に関する取組

- ### 3 活用の具体例
- (1) 森林経営管理制度の運用
 - (2) 森林整備の担い手確保の推進
 - (3) 市有林の整備・活用(森林環境教育等のフィールド整備・活用等)
 - (4) 森林環境教育・木育の推進及び木材利用の普及啓発に関する取組
 - (5) 白川・緑川・菊池川上流域の地下水水源涵養林の整備に関する取組

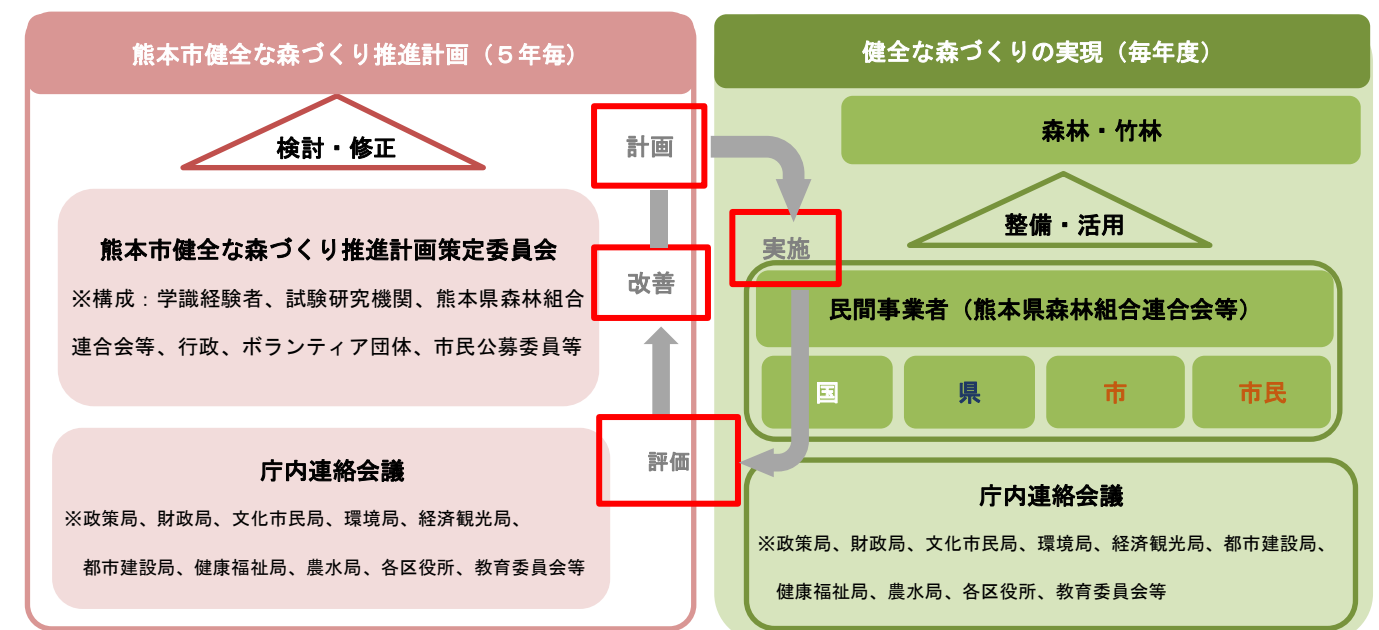
4 森づくり推進基金の設置

今後、増加が想定される森林経営管理制度の運用に伴う私有林の整備・管理や森林関連施設の整備、公共施設への木材利用（木質化）等に備えて、森林環境譲与税の受け皿となる基金を設置し効率的な運用を行う。

4 森づくり推進基金の設置

今後、増加が想定される森林経営管理制度の運用に伴う私有林の整備・管理や森林関連施設の整備、公共施設への木材利用（木質化）等に備えて、森林環境譲与税の受け皿となる基金を設置し効率的な運用を行う。

◆推進計画の推進体制



第2章 森林整備に関する基準（市町村森林整備計画）

第2章 森林整備に関する基準（市町村森林整備計画）

第2章は、森林法に基づき市町村が定める森林整備計画で、主に私有林の適切な森林施業に向けた技術的な規範として策定。国の関連通達に基づく様式に示された事項について記載することが求められており、使用する用語や設定する森林の機能、伐期を含めて、上位計画である熊本県の「白川・菊池川地域森林計画」に適合するものとして定める。